

## 本号で公布された条例のあらまし

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第八号）（人事課）

### 一 趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うための改正

### 二 内容

地方公務員法の一部改正に伴い、以下の条例中の同法の引用部分について規定を整備

- (一) 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）
- (二) 職員の旅費に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第二十号）
- (三) 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）
- (四) 職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）
- (五) 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）
- (六) 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第八十八号）
- (七) 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）

### 三 施行期日

令和元年十二月十四日